

特定非営利活動法人スポーツフォー青森定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スポーツフォー青森（英語表記：Sports for Aomori、略称 SFA）という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森県十和田市大字三本木字下平2 1 2 番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ニュースポーツや e-スポーツを含むスポーツ全般の活動を通して、主に青森県南の人々を中心に対して、さらに青森県内外の人々まで巻き込み、青森全域にコミュニティやサードプレイスを創り出して、地域のネットワークの活性化と青少年の健全な育成が実現できる豊かな未来づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①スポーツ普及・育成事業
- ②スポーツ環境整備事業
- ③スポーツの大会・イベントの運営・協力事業
- ④スポーツを通じた健康の増進に関する事業
- ⑤スポーツ施設等の保有・運営・管理事業
- ⑥スポーツのマネジメント事業
- ⑦スポーツの研究事業

⑧その他、このクラブの目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①スポーツ施設内での物品の販売
- ②スポーツ施設内での飲食業、その他の飲食業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の資格を取得する条件は、定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費その他の拋出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 10 人以内

(2) 監事 1 人以上 3 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しな

なければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールその他の電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールその他の電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電子メールその他の電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールその他の電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電子メールその他の電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールその他の電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 入会金及び会費の額

(4) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 事務局の組織及び運営に関する事項

(6) その他総会に付議すべき事項

(7) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールその他の電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールその他の電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールその他の電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したも

のとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電子メールその他の電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限り)

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏名
理事長	柴田 侑幸
副理事長	太田 竜介
副理事長	戸賀澤 傳
理 事	小坂 光輝
理 事	沼畑 武之
監 事	工藤 騰
監 事	立花 拓也

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から26年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から26年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 (個人・団体) 0円

	賛助会員（個人・団体）	0円
（2）年会費	正会員（個人・団体）	10,000円
	賛助会員（個人）	3,000円
	（団体）	15,000円

附則

この定款の変更は、所轄庁の認証のあった日から施行する。

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人スタリオンスポーツエンターテインメント

1 事業実施の方針

今年度は事業再開の初年度となる。十和田市の補助金を活用したり、外部団体の主催イベントの企画・運営など、最低限の活動領域で、自分たちの事業運営能力の現在地点を確認する年としたい。また、事業に関連する施設を保有する団体や学校などと良好な関係を築き、次年度以降の事業の基礎づくりをする年と捉えて、事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
① スポーツ普及・育成事業	東小ニューススポーツデイ。モルック・パルクール鬼ごっこなどを小学生が体験できる機会を提供する事業。	9～1月の月2回月曜16時半～18時	十和田市立東用学校体育館	1人	小学校低学年の児童及び保護者、100名程度	100
③ スポーツの大会・イベントの運営・協力事業	親子ウォーキングイベント。小学校4～6年生の児童と保護者の親子ペアを対象として、ウォーキングアップから正しいウォーキングを学べるイベント。	10・11月に各1回ずつ	十和田市緑地公園および官庁街	2人	十和田市内の小学校高学年の児童及び保護者、40名	40
③ スポーツの大会・イベントの運営・協力事業	ちとせ地区コミュニティ協議会スポーツイベント。外部からの請け負うスポーツイベントを当法人で運営する。	11月の日曜日に1回	十和田市立とせ小学校体育館	6人	ちとせ地区在住の子ども世代からシニア世代まで、100名	50

--	--	--	--	--	--	--

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千 円)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人スタリオンスポーツエンターテインメント

1 事業実施の方針

令和8年度の事業を掘り下げるような形で、回数を増やしたり、定期の教室化して、多くの人が当法人の提供するスポーツプログラムの利益を受けることができるようにする。特に、小学生とその親子（祖父母を含む）を中心にプログラムを提供することで、多世代の人々に対してプログラムを展開する。

また、キックオフミーティングや研究会といった、新たな試みにも挑戦して、スポーツのプログラム提供だけではない活動にしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
① スポーツ普及・育成事業	東小パルクール鬼ごっこクラス。パルクール鬼ごっこを小学校低学年の児童とその保護者が通年で体験できる機会を提供する。	4～3月の月曜 16時半～18時	十和田市立東用学校体育館	2人	小学校低学年の児童及び保護者、延べ700名程度	180
③ スポーツの大会・イベントの運営・協力事業	親子ウォーキングクラス。小学校高学年の児童と保護者の親子ペアを対象として、ウォーキングアップから正しいウォーキングを学べる教室	4～11月の土曜 13～14時半	十和田市緑地公園および官庁街	2人	十和田市内の小学校高学年の児童及び保護者、延べ300名程度	100
③ スポーツの大会・イベント	ちとせ地区コミュニティ協議会スポーツイベント。外部からの請け負うスポーツイベント	11月の日曜日に1回	十和田市立とせ小	6人	ちとせ地区在住の子ども世代からシニア	50

の運営・協力事業	を当法人で運営する。		学校体育館		世代まで、100名程度	
⑥その他、このクラブの目的を達成するために必要な事業	キックオフパーティー。新年度の開始にあたり、正会員や当法人の事業に参加した方を対象の交流パーティーをする。新年度の事業計画についてもプレゼンや情報交換を実施する。	4月の土曜 18～21時	市内飲食店	8人	正会員や事業参加者など、30名程度	150
⑦スポーツの研究事業	十和田市の子どものスポーツ環境研究会。月2のペースで本テーマに関する、当法人のアンケートデータ結果や、その他の先行事例などから勉強する会。	4～3月の第2・4の平日夜	トワレ多目的室	3人	十和田市内の子供を持つ親や、正会員メンバーなど、延べ 200 名程度	20

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2 の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。

- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。

令和 8 年度 活動予算書
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
特定非営利活動法人スタリオンスポーツエンターテインメント
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	0		
.....	×××	150,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
.....	×××	0	
3. 受取補助金等			
補助金事業収入	100,000		
.....	×××	100,000	
4. 事業収益			
親子ウォーキングイベント事業収益	20,000		
ちとせ地区コミュニティイベント事業収益	50,000	70,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	×××	0	
経常収益計			320,000
II 経常費用			
1. 事業費 (注1)			
(1) 人件費			
給料手当	40,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	40,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	10,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
印刷製本費	30,000		
消耗品費	0		
スポーツ用品費	90,000		
保険料	10,000		
.....	0		
その他経費計	140,000		
事業費計		180,000	
2. 管理費 (注1)			
(1) 人件費			
役員報酬	60,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	×××		
人件費計	60,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
地代家賃	40,000		
印刷製本費	10,000		
消耗品費	30,000		
.....	×××		
その他経費計	80,000		
管理費計		140,000	
経常費用計			320,000

	当期經常増減額
Ⅲ	經常外収益
	1. 固定資産売却益
	
	經常外収益計

			0
	×	×	×
			0

IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		×××	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額 (注2)			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。(注3)

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 当初年度活動予算書(前事業年度活動計算書)の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注3) その他の事業を定款に掲げていない法人はこの脚注は不要。

(注4) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが必要。

<表示例> (一般正味財産増減の部)

I 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額

×××

使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

II 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費

×××

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

〇〇〇

一般正味財産への振替額

△ ×××

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人スタリオンスポーツエンターテインメント
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	200,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
.....	×××	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	×××	0	
4 事業収益			
バルクール鬼ごっこクラス事業	240,000		
親子ウォーキングクラス事業	160,000		
ちとせ地区コミュニティイベント受託事業	50,000		
キックオフパーティー事業	180,000		
子どものスポーツ環境研究事業			
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	×××	630,000	
経常収益計			830,000
II 経常費用			
1 事業費 (注1)			
(1) 人件費			
給料手当	240,000		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	240,000		
(2) その他経費			
会議費	150,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
印刷製本費	30,000		
消耗品費	10,000		
スポーツ用品費	30,000		
保険料	40,000		
.....	×××		
その他経費計	260,000		
事業費計		500,000	
2 管理費 (注1)			
(1) 人件費			
役員報酬	120,000		
給料手当	120,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	×××		
人件費計	240,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
地代家賃	40,000		
印刷製本費	10,000		
消耗品費	20,000		
.....	×××		
その他経費計	60,000		
管理費計		300,000	
経常費用計			800,000
当期経常増減額			30,000

Ⅲ 經常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
經常外収益計			0

IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			30,000
前期繰越正味財産額 (注2)			0
次期繰越正味財産額			30,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。(注3)

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 当初年度活動予算書(前事業年度活動計算書)の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注3) その他の事業を定款に掲げていない法人はこの脚注は不要。

(注4) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

＜表示例＞

(一般正味財産増減の部)

I 経常収益

1 受取寄附金

受取寄附金振替額

× × ×

II 経常費用

2 事業費

奨励用消耗品費

× × ×

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

〇〇〇

一般正味財産への振替額

△ × × ×

使途等の制約が解除されたことによる繰戻正味財産から一般正味財産への振替額

「受取寄附金振替額」と同額をマ(トス)計上